

四日市市病院管理規程第2号

市立四日市病院事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市病院事業管理者 蜂須賀 丈博

市立四日市病院事務局規程の一部を改正する規程

市立四日市病院事務局規程(平成17年病院管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表(第6条関係)				
(1) (略)				
(2) (略)				
(3) 財務に関する事項				
事項	管理者	専決区分		備考
		事務長	課長	
(略)				
8 工事又は施設の修繕に係る請負及び委託契約の締結	<u>15,000</u> 万円以上	<u>300</u> 万円以上 <u>15,000</u> 万円未満	<u>300</u> 万円未満	総務課長に限る。
<u>9 工事又は施設の修繕に係る請負及び委託契約の変更</u>	<u>設計変更後の契約金額が15,000万円以上のもののうち変更による増減金額が既契約金額の5%</u>	<u>設計変更後の契約金額が15,000万円以上のもののうち変更による増減金額が既契約金額の5%</u>	<u>設計変更後の契約金額が300万円未満</u>	

	<u>又は5,000万円を超えるもの</u>	<u>かつ5,000万円を超えないもの及び設計変更後の契約金額が300万円以上15,000万円未満のもの</u>		
<u>10 工期延長の決定</u>	<u>9,000万円以上</u>	<u>300万円以上9,000万円未満</u>	<u>300万円未満</u>	
<u>11 工事請負費、建物修繕費に係る発注</u>			<u>150万円未満</u>	施設課長に限る。
<u>12 委託に係る発注</u>			<u>100万円未満</u>	<u>施設課長に限る。</u>
<u>13 医薬品の購入</u>	<u>2,000万円以上</u>	<u>300万円以上2,000万円未満</u>	<u>300万円未満</u>	
<u>14 固定資産、診療材料の購入</u>	<u>2,000万円以上</u>	<u>100万円以上2,000万円未満</u>	<u>100万円未満</u>	
<u>15 前項以外の物品の購入</u>	<u>2,000万円以上</u>	<u>300万円以上2,000万円未満</u>	<u>300万円未満</u>	

16	物品の修繕	2,000 万円以上	300万円 以上2,0 00万円未 満	300万 円未満	
17	委託及び賃借契約の締結	2,000 万円以上	300万円 以上2,0 00万円未 満	300万 円未満	1件の契約金額の年額又は総額
18	前5項に係る予定価格及び最低制限価格の決定			○	総務課長に限る。ただし、第9項については施設課長に限る。
19	物品の規格制定及び標準単価表の決定			○	
20	物品納入業者等の調査、登録並びに指名及び入札条件の決定			○	
21	前記以外で次の予算科目に係る支出の原因となる行為の執行の決定				
(1)	給与費（報酬、賃金を除く。）			○	
(2)	報酬			○	
(3)	賃金			○	
(4)	報償費及び謝金			○	
(5)	光熱水費			○	
(6)	旅費交通費	出張命令の 決定区分に			

	よる。			
(7) 食糧費	50万円以上	5万円以上 50万円未 満	5万円未 満	
(8) 交際費	50万円以上	3万円以上 50万円未 満	3万円未 満	
(9) 負担金及び補助金	1,000 万円以上	<u>100万</u> 円以上1, 000万円 未満	<u>100万</u> 円未満	
(10) 償還金及び支払利息			○	
(11) 長期貸付金	100万円 以上	10万円以 上100万 円未満	10万円 未満	
(12) 減価償却費その他 現金支出を伴わない経費		予算を超え るもの	予算の範 囲内	
(13) 工事請負費、建物 修繕費及び工事に係る委託料	<u>15,00</u> <u>0万円以上</u>	300万円 以上 <u>15,</u> <u>000万円</u> 未満	300万 円未満	
(14) その他の予算科目	2,000 万円以上	300万円 以上2,0 00万円未 満	300万 円未満	
<u>22</u> 国、県等の補助金等に 関すること。				
(1) 交付申請	1,000 万円以上	1,000 万円未満		
(2) 請求			○	

(3) 精算			○	
<u>23</u> 一時借入金の借入申込み			○	
<u>24</u> 予算の流用の決定	1,000万円以上	100万円以上1,000万円未満	100万円未満	
<u>25</u> 予備費の充用の決定	300万円以上	300万円未満		
<u>26</u> 支出命令に関すること。				
(1) 給与費			○	
(2) 償還金及び支払利息			○	
(3) その他の予算科目		3,000万円以上	3,000万円未満	
<u>27</u> 収入又は支出科目の更正			○	
<u>28</u> 貯蔵品の出納命令			○	
<u>29</u> 前払金、その他流動資産、前受金及び預り金等その他流動負債の受払いに関すること。		3,000万円以上	3,000万円未満	

改正前
別表(第6条関係)
(1) (略)
(2) (略)

(3) 財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		備考
		事務長	課長	
(略)				
8 工事又は施設の修繕に係る請負及び委託契約の締結	<u>3,000</u> 万円以上	<u>500</u> 万円以上 <u>3,000</u> 万円未満	<u>500</u> 万円未満	総務課長に限る。
9 工事請負費、建物修繕費に係る発注			<u>100</u> 万円未満	施設課長に限る。
10 医薬品その他の材料の購入	<u>1,000</u> 万円以上	購入総額又は購入単価を定め、かつ随時購入を内容とする契約に基づくもの及び <u>100</u> 万円以上 <u>1,000</u> 万円未満のもの	<u>100</u> 万円未満	
11 前項以外の物品の調達、修繕及び供給契約	<u>1,000</u> 万円以上	<u>100</u> 万円以上 <u>1,000</u> 万円未満	<u>100</u> 万円未満	
12 委託及び賃借契約の締結	<u>1,000</u> 万円以上	<u>100</u> 万円以上 <u>1,000</u> 万円未満	<u>100</u> 万円未満	1件の契約金額の年額又は総額
13 前5項に係る予定価格及び最低制限価格の決			○	総務課長に限る。

定				ただし、第9項については施設課長に限る。
<u>14</u> 物品の規格制定及び標準単価表の決定			○	
<u>15</u> 物品納入業者等の調査、登録並びに指名及び入札条件の決定			○	
<u>16</u> 前記以外で次の予算科目に係る支出の原因となる行為の執行の決定				
(1) 給与費（報酬、賃金を除く。）			○	
(2) 報酬			○	
(3) 賃金			○	
(4) 報償費及び謝金			○	
(5) 旅費交通費	出張命令の決定区分による。			
(6) 食糧費	50万円以上	5万円以上 50万円未満	5万円未満	
(7) 交際費	50万円以上	3万円以上 50万円未満	3万円未満	
(8) 負担金及び補助金	1,000万円以上	10万円以上 1,000万円未満	10万円未満	
(9) 償還金及び支払利息			○	

(10) 長期貸付金	100万円以上	10万円以上100万円未満	10万円未満	
(11) 減価償却費その他現金支出を伴わない経費		予算を超えるもの	予算の範囲内	
(12) 工事請負費、建物修繕費及び工事に係る委託料	3,000万円以上	300万円以上3,000万円未満	300万円未満	
(13) その他の予算科目	2,000万円以上	300万円以上2,000万円未満	300万円未満	
17 国、県等の補助金等に関すること。				
(1) 交付申請	1,000万円以上	1,000万円未満		
(2) 請求			○	
(3) 精算			○	
18 一時借入金の借入申込み		○		
19 予算の流用の決定	1,000万円以上	100万円以上1,000万円未満	100万円未満	
20 予備費の充用の決定	300万円以上	300万円未満		
21 支出命令に関すること。				
(1) 給与費			○	
(2) 償還金及び支払利			○	

息				
(3) その他の予算科目		3,000 万円以上	3,000 0万円未 満	
<u>22</u> 収入又は支出科目の 更正		○		
<u>23</u> 貯蔵品の出納命令		○		
<u>24</u> 前払金、その他流動 資産、前受金及び預り金 等その他流動負債の受払 いに関する事。		3,000 万円以上	3,000 0万円未 満	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。